

平成27年度

医療技術・サービス拠点化促進事業
(医療拠点化促進実証調査事業)

公 募 要 領

平成27年5月

一般社団法人 Medical Excellence JAPAN

平成27年度「医療技術・サービス拠点化促進事業
(医療拠点化促進実証調査事業)」

公募要領

目 次

I. はじめに	1
II. 補助事業の概要	2
1. 補助事業の目的	
2. 補助対象事業者	
3. 補助事業の内容	
4. 補助事業の実施期間	
5. 補助事業者の義務	
6. 応募から事業開始までの流れ	
III. 応募資格	7
1. 応募資格	
2. コンソーシアム形式での応募	
3. その他	
IV. 応募手続	13
1. 応募者	
2. 応募書類と提出部数	
3. 公募期間、応募書類の提出先	
4. 公募説明会の開催	
V. 審査・選定	16
1. 審査の方法および手順	
2. 審査基準	
3. 想定される交付決定後から事業終了までの主な流れ	
VI. 採択後の留意点と補助金交付	18
1. 採択後の留意点	
2. 補助金交付申請・補助金の支払い	
3. 補助金の内容	
4. 経費支出の注意	
5. 採択コンソーシアム等の義務	
VII. その他	21
・問い合わせ先	
・質問状	

I. はじめに

医療の国際展開は、相手国の医療水準の向上に貢献し、かつ相手国との良好な関係を築く基礎となる事業です。加えて、診療報酬の中で経営をしてきた医療機関にとっては新たな収益源となる可能性を秘めており、また医療機器や医療関連サービスなどにとっては、優れた医療機器の開発や新たな医療関連サービスを生み出す契機となるなど、日本の経済成長に資するものです。

このような観点から、「日本再興戦略」でも、「新興国を中心に日本の医療拠点については2020年までに10か所程度創設し、2030年までに5兆円の市場獲得」との目標を掲げています。

この目標達成に向けて、経済産業省では、急成長している新興国の医療ニーズに対応して日本の良質な医療サービスと医療機器を積極的に展開するため、医療機器・サービス一体型海外展開の事業性調査や日本式医療機器導入の補助事業を実施し、現地の医療制度やニーズを踏まえた事業化を推進してきました。

また、一般社団法人Medical Excellence JAPAN(以下、「MEJ」という)では、官民一体となって、日本の医療サービスの国際展開を推進しています。平成26年度には、インド、ベトナム、ロシア、ミャンマー、インドネシアの計5か国において、日本式医療の認知度向上を目指したセミナーや保健省・医療機関訪問などを実施し、政府、医療者、企業が一体となったミッションを実現してきました。また、日本の医療界と連携を取りながら、日本の医療機器とサービスを一体型とした海外における日本式医療拠点の展開促進に向けて、日本式医療センター構築・運営支援、人材教育等を行っています。

しかしながら、欧米や韓国、中国などの国々においても医療の国際展開を急速に進めており、日本が後塵を拝する場面が出始めていることから、これまでの取り組みの成果を迅速に事業化に結び付け、自立的な医療サービスの国際展開を軌道に乗せる必要があります。

このような背景から、本事業では実証・事業性調査によって、医療機関や医療関連事業者等の連携による、自立的・持続的に収益が見込める日本式医療拠点の事業化を支援します。それによって、我が国の医療国際展開を促進し、日本再興戦略の実現に寄与することを目的とします。

II. 補助事業の概要

1. 補助事業の目的

本補助事業は、我が国が高い競争力を有する医療技術とサービスが一体となった戦略的な医療拠点整備を計画する医療機関や医療関連事業者等を支援することにより、日本式医療の海外展開を促進させることを目的とします。

2. 補助対象事業者

本補助金における補助対象事業者は、原則として法人格を有する民間事業者または団体とします。事業主体は、コンソーシアム（本補助事業におけるコンソーシアムの定義等については、後述のⅢ. 2.（1）を参照のこと。）を形成する事業者とします。

3. 補助事業の内容

（1）応募対象となる事業

本補助事業の目的に鑑み、海外における日本の医療技術・サービスの拠点化促進を図る応募を対象とします。医療機関や医療関連事業者等による現地実証調査事業として、海外展開先において我が国の医療機関や医師、看護師等が日本式医療サービスを提供したり、あるいは現地医療関係者に対して我が国の医療機器や情報システムを活用したトレーニングプログラムの策定やトレーニングサービス等を提供しながら、料金設定や収支計画の策定および事業評価、持続的なビジネスモデルの検討、現地法人設立の準備等を通じた日本式医療の拠点化を実施します。併せて、医療サービス等を現地で提供する際の制度上の課題（例：医療機器や医薬品の流通・輸入制度や許認可、現地法人設立の手続き、現地医療従事者を雇用する際の労務上の問題点等）の整理および現地当局者との調整等を実施します。

また、この補助事業終了後に、自立的、継続的に事業展開を行っていくことを前提としている事業とします。

補助事業を行う対象国・地域、本事業を通じて導入が見込まれる主な医療機器、取組内容は以下を含むことを想定しています。ただし、より実効性が高い提案がある場合はこの限りではありません。

なお、特定の医療機器や医薬品の販売、開発、輸出だけを目的とした事業およびそのための市場調査は応募の対象となりませんので、ご注意ください。

（i）対象とする主な国・地域：

- ・ 疾病構造が変化し、感染症からがん・生活習慣病へと移行している国
- ・ 医療支出の増加等、客観的なデータに基づいて、ヘルスケア分野での需要拡大が見込まれる国
- ・ 上記の他、医療サービス・機器の展開先として有望な国

- (ii) 本事業を通じて導入が見込まれる主な医療機器：
- ・各国共通で一般的に必要とされる基盤的な機器
 - ・グローバル市場における市場占有率が一定以上確保されている等、国際競争力を有する機器
 - ・病院内情報システム、遠隔医療等に必要な医療 ICT 機器・システム
 - ・再生医療等世界最先端の医療を提供するために必要な機器 等

(iii) 取組内容：

対象国の市場開拓に向け、継続的な効果が見込める取組み

- ・ティーチングホスピタル等との連携による医療人材の育成を通じた展開
- ・対象国の制度整備と連携した展開
- ・対象国の政府や学会、大学、医療機関との連携に基づく展開
- ・複数の医療サービスや機器をパッケージにした展開
- ・ODA事業との連携を図る展開

(2) 補助対象となる経費

補助事業の対象経費は、以下の表のとおりです。

補助対象 経費の区分	内 容
(1) 人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
(2) 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家の知見等に対する対価、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する対価等）
借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）
補助員人件費	事業を行うために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費

<p>その他諸経費</p>	<p>事業を行うために必要な経費のうち、該当事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) - 運搬費（郵便料、運送代） - 翻訳通訳、速記費用</p>
<p>(3) 委託費</p>	<p>補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（委任契約）</p>

<留意事項>

施設整備や設備購入及び施設や設備の保守費用は、本補助事業の範囲に含まれません。補助金額は消費税等を補助金額経費から除外して策定します。補助金の支払は、原則として、事業完了後の確定検査を経た後、精算払となります。支払額の確定は、事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき、原則として現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、補助対象経費のうち、交付決定額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(3) 補助率

補助率：補助事業経費のうち、中小企業は2／3以内、大企業は1／2以内

- ・一般企業については、中小企業庁が定義する中小企業の定義（中小企業基本法第2条に定める定義）に従う（中小企業の定義に含まれない企業は原則、大企業とみなす）。
- ・医療法人、学校法人、一般社団法人等については、中小企業と同等の扱いをする。

具体的な金額については、事業計画と予算額の内容を精査の上、決定します。事業は原則として、将来的に事業主体となることが想定される事業体が実施するものとします。

4. 補助事業の実施期間

本補助事業の実施期間は、交付決定後速やかに事業に着手し、原則として平成28年2月末までに事業を完了することとします。ただし、正当な理由により期間内に本事業を終了できない場合には、その理由について報告を行っていただくことにより、正当と認められた範囲で事業実施期間の延長を行うことが出来る場合があります。

なお、審査の結果、採択条件として事業期間の短縮が求められた場合には、経済産業省ならびにMEJと申請者との間で事業期間の変更について協議します。

また、本補助事業に係る経費のうち、計上できる経費には、交付決定日以降に発生（発

注) するもので補助事業完了日までに終了（支出）するものが対象となります。ただし、代表団体から参加団体への事業委託期間は、代表団体による参加団体の委託金額確定検査期間に配慮し、最長でも補助事業完了日の1週間前までの期間としていただきます。

5. 補助事業者の義務

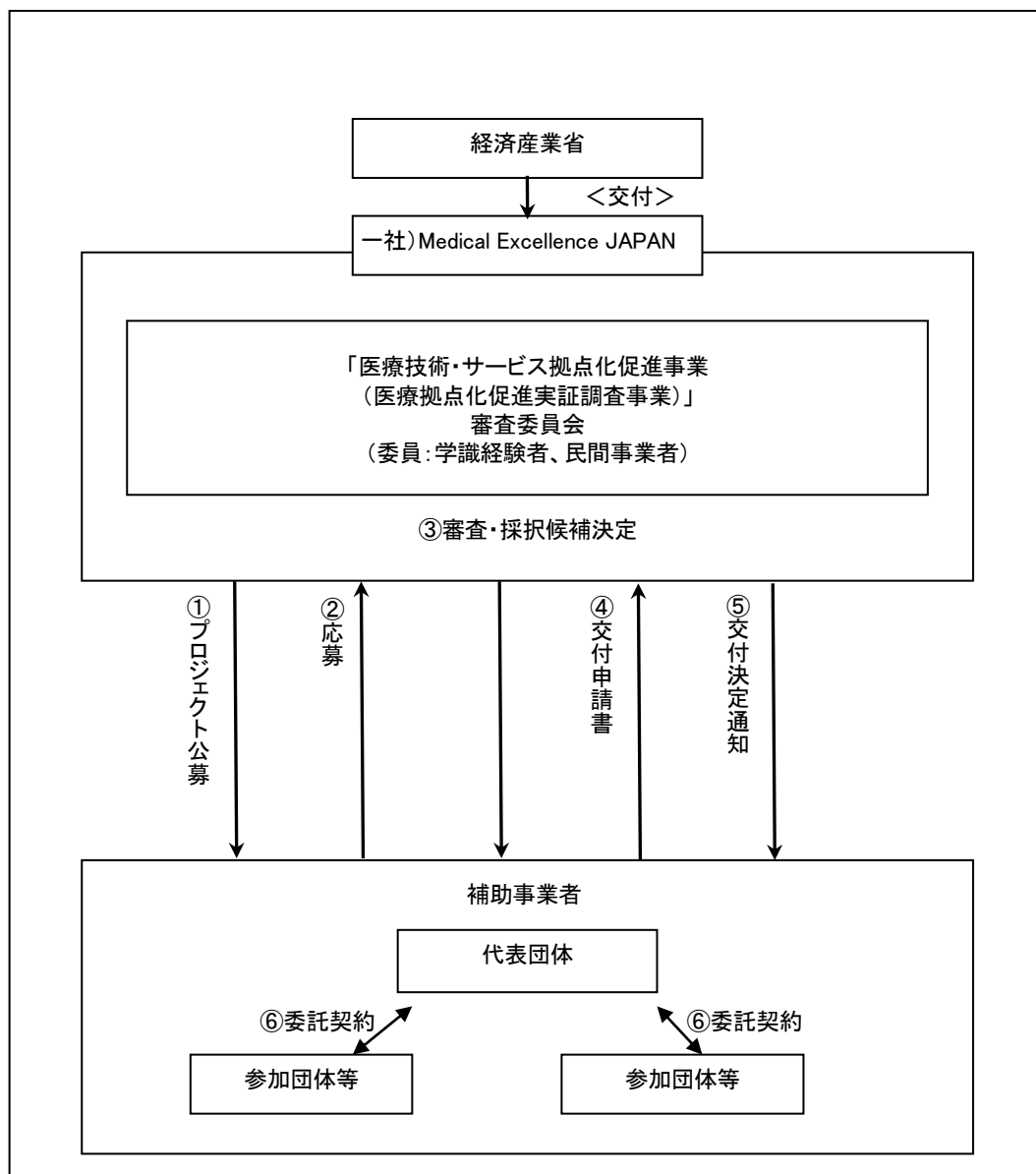
本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定を遵守していただくこととなりますので御留意下さい。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分または内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、補助事業の交付年度中間の進捗状況の報告を求められた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業を完了した場合または補助事業終了後、実施した補助事業の概要および補助事業に要した経費を取りまとめた実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業の成果を取りまとめた成果報告書を提出いただきます。(提出期限は平成28年2月末まで)
- (6) 補助事業に関係する調査への協力、その他事業成果を発表していただく場合があります。

6. 応募から事業開始までの流れ

応募から事業開始までの流れは、以下のとおりです。なお、応募・採択状況によっては再度公募を行う可能性があります。

- ・平成27年5月19日：プロジェクト公募（下図①）
- ・平成27年5月19日～6月9日※12時迄：応募（下図②）
- ・平成27年6月10日～23日：審査・採択候補決定（下図③）
- ・平成27年6月末：交付申請、交付決定（下図④、⑤）
- ・交付決定後：コンソーシアム参加団体との委託契約締結（下図⑥）



Ⅲ. 応募資格

1. 応募資格

本補助事業の応募資格は、以下に掲げるすべての条件を満たしている必要があります。

- A. 医療の海外展開についての経験を有し、かつ、事業目標の達成および事業計画の遂行に必要な組織、人員を有していること
- B. 当該補助事業を遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること
- C. 一般社団法人 Medical Excellence JAPAN と密接に連携できる体制を有していること

2. コンソーシアム形式での応募

補助事業者は、コンソーシアム形式にて応募下さい。

(1) コンソーシアムの定義

本補助事業の「コンソーシアム」とは、コンソーシアムの代表者（以下「代表団体」という。）および代表団体と本補助事業に係る委託契約等（ただし、印刷発注等の軽微な契約等は含まない。）を結ぶ者（以下「参加団体」という。）を一体として指すこととします。すなわち、代表団体と本補助事業に係る委託契約等を結ばない者は、コンソーシアムに含めないこととします。

代表団体は、法人格を有する民間事業者または団体とし、地方公共団体、法人格を有しない任意団体等は代表団体にはなれないものとします。ただし、有限責任事業組合（LLP）は代表団体になることが可能です。

代表団体は、採択決定の後、コンソーシアム内の経理実務については、代表団体が責任を持って管理することとなります。

代表団体は、参加団体と委託契約を結ぶこととなります。本補助事業では、補助経費の5割以上をコンソーシアム内の経費として使うこととします。また、計上できる経費は、コンソーシアム内で支出した実費のみが対象となります。

(2) コンソーシアムの構成要件

応募は、以下の要件を満たしたコンソーシアムのみが行えることとします。

- ① コンソーシアムは、以下の（3）に示す代表団体および参加団体によって構成されるものとする。
- ② コンソーシアムは、法人格を有する民間事業者または団体を複数含む構成とします。
- ③ MEJ では、本補助事業においてコンソーシアムをひとつの組織体として認識します。従って、MEJからの連絡・指示・依頼・質問等に対する対応は、コンソーシアム構成員全員の責任において共有して下さい。

(3) コンソーシアムの構成員に関する資格要件

① 代表団体

代表団体は、自ら本補助事業の一部を実施するとともに本補助事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整を行うとともに、知的所有権を含む財産管理等の事業管理および事業成果の普及等を行う母体としての機関です。したがって、代表団体には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本補助事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、交付を取り消すことがありますので留意して下さい。

(代表団体の資格要件)

- (i) 日本国内に拠点を有していること。
- (ii) MEJ との交付手続きおよび参加団体との委託契約を締結できること(注)。ただし、特定業界の主要企業を会員として構成する業界団体が代表団体となる場合のみ、参加団体(会員構成企業)との委託契約は必須ではありません。
- (iii) 代表団体として業務を遂行するに十分な管理能力があり、そのための人員等の体制が整備されていること。
- (iv) 交付決定後のコンソーシアム等内部の経理実務(参加団体への委託金額に係る確定検査の実施を含む)について、責任を持って管理できること。
- (v) 本補助事業を遂行できる財政的健全性を有していること。
- (vi) 総括事業代表者(プロジェクトリーダー)および事務管理責任者を代表団体にて任命していること。

(注1) 委託契約内容の実施に際しては、MEJ「平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業(医療拠点化促進実証調査事業)補助事業事務処理マニュアル」と同等の経理処理を行うよう参加団体を指導していただきます。

(注2) 副総括事業代表者(サブリーダー)は代表団体または参加団体に所属する者とします。

(注3) 代表団体と参加団体とが締結する委託契約にて取り決める義務等は、MEJの補助金交付規程の内容に準拠していただきます。

② 参加団体

参加団体は、コンソーシアム構成員として、代表団体の管理下において、事業を実施します。また、代表団体との委託契約における受託者として、契約責任を有します。

参加団体には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本補助事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合、委託契約の取り消しを求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

(参加団体の資格要件)

- (i) 代表団体との委託契約を締結できること。
- (ii) 事業に主体的に取り組む人員がいること。

(注) 代表団体と委託契約を締結するすべての参加団体は、委託契約期間内に代表団体による補助金額確定検査に応じる必要があります。

(留意事項)

申請書に参加団体として記載した団体等が、交付決定時点で参加団体から除かれることは原則認められません。

③ 協力団体

協力団体は、構成員としてコンソーシアムへの参画はせず、事業活動へのアドバイスなどにより、コンソーシアムを支援するものとします。

(資格要件)

代表団体からの要請に基づいた参画であること。

(留意事項)

代表団体は、当該事業への取り組みについて、協力団体に対し事前説明を実施し、本事業に対する理解・協力等の意思表示を得ることとします。

④ 総括事業代表者(プロジェクトリーダー)・副総括事業代表者(サブリーダー)

総括事業代表者は、事業の計画立案、実施および成果管理を総括する自然人で、代表団体に所属する者とします。

副総括事業代表者は、総括事業代表者を補佐し、必要に応じてその代理を務める自然人で、代表団体または参加団体に属する者とします。

総括事業代表者および副総括事業代表者には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本補助事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

(資格要件)

(i) 本補助事業に関して高い見識と管理能力を有し、事業計画の企画立案とその実施等について総括を行うことができる能力を有していること。

(ii) 本補助事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。

(iii) MEJからの連絡、指示、問合せに対して速やかに自ら対応、回答できること。

(iv) コンソーシアム構成員に対して、MEJからの連絡事項を周知徹底することができること。

⑤ 事務管理責任者

事務管理責任者は、補助事業の交付手続き、経費管理および手続きを総括する自然人で、代表団体に属する者とします。

事務管理責任者には、以下の要件を満たすことが求められます。なお、本補助事業期間の途中でも、以下の要件を満たさなくなった場合は、交代を求めるなど必要な措置をお願いすることがあります。

(資格要件)

(i) 本補助事業に関して高い管理能力を有し、事業の事務管理について総括を行うことができる能力を有していること。

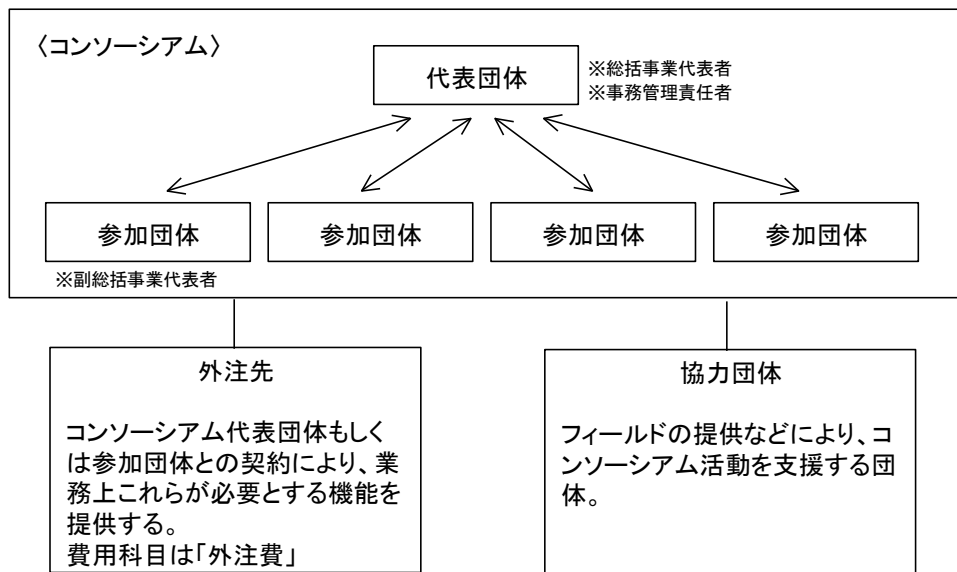
(ii) 本補助事業のために必要かつ十分な時間が確保できること。

(iii) MEJからの連絡、指示、問合せに対して速やかに自ら対応、回答できること。

(iv) コンソーシアム構成員に対して、MEJからの連絡事項を周知徹底することができること。

きること。

(参考) コンソーシアムにおける代表団体、参加団体、外注先、協力団体の関係



3. その他

(1) 重複応募・重複事業参画の制限

同一の内容で、既に経済産業省または他省庁等の補助事業または補助事業等による採択を受けている場合、または採択が決定している場合は、応募できません。また、経済産業省または他省庁に係る類似性の高い事業を実施中または予定している場合について、提案するプロジェクトとの役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていない場合は、採択の対象から除外されます。なお、交付決定通知後に判明した場合には、交付決定を取り消すことがあります。

(2) 不適正経理に伴う応募資格の停止

本補助事業において、不適正経理等を行ったために、補助費の全部または一部を返還させられた代表団体および参加団体については、一定期間、経済産業省の補助事業および委託事業等への参画が認められないことがあります。

(3) 不支給要件に抵触する事業者の排除

以下の不支給要件に抵触する事業者は、本補助金の対象となり得ませんので、ご注意下さい。交付決定時には不支給要件に抵触しない旨の誓約書の提出が条件となります。

不支給要件

- ① 経済産業省からの補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている者
- ② 次のいずれかに該当する事業者
 - イ) 事業主、または事業主が法人である場合当該法人の役員または事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者および暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
 - ロ) 暴力団員等をその業務に従事させ、または従事させるおそれのある事業所
 - ハ) 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
 - ニ) 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
 - ホ) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図りまたは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）の威力または暴力団員等を利用するなどしている事業所
 - ヘ) 役員等が暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
 - ト) 役員等または経営に実質的に関与している者が、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
 - チ) イから二までに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用する

などしている事業所

(4) 臨床現場での診断・治療を伴う事業に関する条件

本補助事業において、臨床現場での診断・治療行為を実施する際は、以下に掲げるすべての条件を満たしている必要があります。

- ① 当該診断・治療に関して日本国内での十分な実績・経験を有すること。
- ② 医師法や医療法等の医事法制及び厚生労働省や学会等が定めるあらゆるガイドラインを遵守して患者の診断・治療を行うこと。また、外国で当該診断・治療を実施する場合は、当該国の法令・ガイドラインを遵守すること。
- ③ 当該診断・治療を行う前に、インフォームドコンセントを十分に行い、患者等からの書面での同意を得ること。

IV. 応募手続

1. 応募者

応募は、本事業者の長（代表者）が行って下さい。また、応募に際しては、事業者の長（代表者）の押印が必要です。

2. 応募書類と提出部数

応募書類は作成要領に従って作成し、以下の必要部数を一つの封筒等にまとめて提出して下さい。

応募書類の提出部数については、以下に示す、①の公募申請書（様式1）から⑧の参加団体の概要（様式8）までをセットしたもの10部（ただし財務諸表は別添として下さい）、および⑨の申請受理票（様式9）1部、またそれらの電子ファイルと⑧返信用封筒1枚を併せて提出して下さい。

- ① から⑧の書類以外の補足資料、パンフレット等は提出を禁止します。

- ① 公募申請書（様式1） <10部>
- ② 公募提案書（様式2） <10部>
- ③ 予算額書（様式3） <10部>
- ④ 代表団体の概要（様式4）（注1）
 および過去3年分の財務諸表<10部>
- ⑤ コンソーシアム概要（様式5） <10部>
- ⑥ リーダー・サブリーダー経歴書（様式6） <10部>
- ⑦ 事務管理責任者経歴書（様式7） <10部>
- ⑧ 参加団体の概要（様式8） <10部>
 以上①～⑧の各文書を収めた電子媒体 <1部>
- ⑨ 申請受理票（様式9） <1枚>
- ⑩ 返信用封筒 <1枚>
 返信用封筒は定形とし、返信先の住所・氏名を明記し、返信用切手（82円）
 を貼付して下さい。

（注1）新設事業者であって、過去3年分の財務諸表がない場合、直近から最大期間あるものの提出で良いものとする。

提出された応募書類は本補助事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。

上記の①から⑧の各書類およびその電子ファイルは、ワープロソフト（Microsoft Wordを推奨）による日本語で記入し、A4版で、通しページを下段中央に付して下さい。また、応募書類の様式は、一般社団法人 Medical Excellence JAPAN (MEJ) のホームページ (<https://www.medical-excellence-japan.org/jp/h27/publicoffering.php>) からダウンロードできますので、ご利用下さい。

3. 公募期間、応募書類の提出先

公募期間：公募開始 平成27年5月19日（火）
 公募締切 平成27年6月 9日（火）※12時必着
 （受付は郵送もしくは宅配便のみ。応募書類の持参、FAXおよび電子メールによる提出は受け付けません。）

応募書類の提出先：
 一般社団法人Medical Excellence JAPAN
 「医療拠点化促進実証調査事業」事務局
 〒102-0082 東京都千代田区一番町13番地 一番町法眼坂ビル3階
 TEL：03-6261-4474（蛭田・大山）

・応募書類は、郵送もしくは宅配便により MEJ に提出して下さい（公募締切日時までに必

着のこと)。

- ・応募書類の持参、FAX および電子メールによる提出は受け付けません。また、公募締切日時を経過した後に届いた申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。応募書類に不備がある場合は、審査対象となりませんので、別添「公募申請書類の作成要領」を熟読の上、注意して記入して下さい。申請書の様式は変更しないで下さい。

(その他の留意事項)

- ・本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。また、補足資料、パンフレット等の様式以外の資料は受領いたしません。
- ・応募後の書類等の変更は認められません。応募書類の差し替えは固くお断りします。
- ・公募締切から採択候補決定までの期間は、内容について確認等の連絡をする場合がありますので、総括事業代表者に確実に連絡が取れるようにして下さい。
- ・採択結果は MEJ より通知しますので、通知以前に採択結果に関する問い合わせをしないようにして下さい。

4. 公募説明会の開催

本委託事業の内容、手続きについては、以下のとおり説明会を実施いたします。参加は電子メールでの事前申し込み制とし、1件の申し込みにつき2名を上限とし、先着順に受け付けます。なお、会場の都合上、定員になり次第申込み受付を終了させていただきます。

○開催概要

日時：平成27年5月22日（金） 受付14:45 開始15:00
（終了予定17:00）

場所：ホスピタルプラザビル 2階会議室
東京都千代田区三番町9-15 ホスピタルプラザビル

定員：100名（先着順）

※当日は、名刺を1枚、ご持参下さい。

<公募説明会申し込み>

一般社団法人Medical Excellence JAPAN
「医療拠点化促進実証調査事業」事務局 係

E-mail : meti-project@me-jp.org

申し込み期限 平成27年5月21日（木）17:00

出席の方それぞれについて下記を明記の上、上記メールアドレスまで送信下さい。

<参加者1>

- ・ 事業者1
- ・ 氏名1
- ・ メールアドレス1
- ・ 電話番号1

<参加者2>

- ・ 事業者2
- ・ 氏名2
- ・ メールアドレス2
- ・ 電話番号2

V. 審査・選定

1. 審査の方法および手順

学識経験者等からなる「平成27年度医療技術・サービス拠点化促進事業（医療拠点化促進実証調査事業）審査委員会」（以下、審査委員会という。）を設置し、当該委員会において書類審査を実施し、採択候補を決定します。また、必要に応じて、ヒアリング審査を実施することがあります。

（1）審査プロセス

①書類審査

審査委員会において書類審査を行い、採択候補を決定いたします。

②ヒアリング審査（追加審査）

必要に応じて、審査委員会によるヒアリング審査を東京にて実施します。ヒアリング審査の対象となる案件については、直接、当該申請者に通知します。

ヒアリング審査は下記の予定で開催することを予定しており、総括事業代表者（プロジェクトリーダー）もしくはその代理の方の参加を必須とします。なお、場合によっては、コンソーシアムの他の構成員の参加を求めることがあります。

※日程および場所の詳細は決まり次第、ご連絡致します。

.....
日程：平成27年6月15日（月）～23日（火）（予定）
場所：経済産業省（予定）
.....

（2）審査にあたっての留意点

- ・「公募申請書類の作成要領」を参照下さい。
- ・審査を行う審査委員会および審査委員については、非公開とします。
- ・審査の都合上、応募後に提案内容に関する追加資料の提出を依頼することがあります。

審査結果については、採択候補の決定後、速やかに採択候補を公表するとともに、直接、当該申請者にもお知らせします。

2. 審査基準

審査の基準は、以下のとおりです。

本公募事業は、日本再興戦略の一環として実施されるものであるため、国際医療協力を留まらず、自立的、継続的発展ができる事業であることが求められます。そこで、申請書を記載する際には、事業性と実現可能性の有無について明確に記載するようにして下さい。

- (1) 本公募事業の目的との整合性に係る評価（様式2—A）
 - ①本公募事業での取り組みの背景と目的が明確になっているか。
（進出先（国、地域）の選定理由等も含む）
 - ②政策目的や本公募事業の目的（P2参照）と提案内容は合致しているか。

- (2) 事業化計画の評価（様式2—B）
 - ①事業スキームが明確かつ具体的に記載されているか。
 - ②事業化計画の詳細（5年程度の収支計画・資金調達の方法・スケジュール・現地パートナーおよび連携状況等）が明確かつ具体的に記載されているか。

- (3) 本公募事業の内容の評価（様式2—C）
 - ①本公募事業での具体的な取り組み内容が実効性のあるものか。
 - ②本公募事業のスケジュールは明確になっているか。

- (4) 本公募事業に期待される効果に係る評価（様式2—D）
 - ①本公募事業を通じて得られると期待される成果は、医療技術・サービス等の拠点化促進に貢献するものとなっているか。
 - ② 公募事業によって得られると期待される効果・規模に見合う申請金額となっているか。

- (5) 事業の実現性に係る評価（様式2—E）
 - ①本公募事業の実施に適した体制が組まれているか。
 - ②参加団体の役割、取り組み内容が明確に記載されているか。
 - ③財務・事務管理能力、その他事業を実施する能力があるか。
 - ④本公募事業を円滑に実施するための強みが記載されているか。
—実績、ノウハウ、人的ネットワーク等々

3. 想定される交付決定後から事業終了までの主な流れ

平成27年6月末	: 交付決定通知、事業開始 : 採択事業者説明会
平成27年7月	: 各プロジェクト・キックオフ（コンソーシアム、経済産業省、MEJ）
平成27年9月	: 進捗報告会（コンソーシアム、経済産業省、MEJ）
平成27年10月	: 中間検査（7～9月分）
平成27年11月	: 中間報告会（コンソーシアム、審査委員会、経済産業省、MEJ）
平成28年1月	: 進捗報告会（コンソーシアム、経済産業省、MEJ）

	: 中間検査 (10~12月分)
平成28年2月	: 成果報告書提出
平成28年3月	: 実績報告書提出、確定検査
	: 最終報告会

VI. 採択後の留意点と補助金交付

1. 採択後の留意点

本事業に採択された場合の留意点については、採択が決定した後、採択コンソーシアム等に説明を行うものですが、あらかじめ次の点に留意下さい。

- ・ 各採択コンソーシアム等は、事業実施期間中、MEJの求めに応じて、事業の進捗や事業成果等の状況について報告を行います。また、MEJの指示に従い会計等の管理を行うとともに、必要に応じ、MEJが進捗確認に現地に赴く場合にご対応いただきます。
- ・ 各採択コンソーシアム等は、事業成果等の状況について、評価委員会およびワーキンググループで報告を行っていただく予定です。
- ・ 各採択コンソーシアム等は、補助事業の成果を取りまとめた成果報告書を提出いただきます。(提出は平成28年2月末まで)
- ・ 各採択コンソーシアム等は、実施した補助事業の概要および補助事業に要した経費を取りまとめた実績報告書を提出していただきます。なお、提出期限は補助事業完了日の1週間後までとします。
- ・ 経費計上においては、補助金交付申請時および事業完了時に証拠書類を提出・提示していただきます。

2. 補助金交付申請・補助金の支払い

- ・ 審査を経て採択候補となったコンソーシアム等の代表団体は、速やかにMEJに対して交付申請書の提出をもって補助金の交付申請を行うこととし、申請に必要な書類を平成27年6月末日までにMEJに提出していただきます。書類に不備がある場合や、申請内容が公募要領や「医療技術・サービス拠点化促進事業(医療拠点化促進実証調査事業)」等に合致しない場合(参加団体に対する委託条件が合致しない場合も含む)には、交付決定ができず、そのため補助事業が開始できない場合もありますので留意下さい。また、提案書と交付決定通知における各補助対象経費の金額が一致しない場合もあります。
- ・ 上記の交付申請を行うにあたり、採択候補となったコンソーシアム等の代表団体は、以下①~⑦に示す書類を交付申請時までにMEJに提出いただきます。書類に不備がある場合や、期限までの提出ができない場合には、交付決定ができず、そのため補助事業が開始できない場合もありますので留意下さい。

①定款 (代表団体分)

②財務諸表 (代表団体分)

③代表団体と参加団体との間で締結した契約書の写し

④消費税課税事業者証明書 (消費税課税事業者である代表団体および参加団体分)

⑤消費税免税事業者証明書 (消費税免税事業者である代表団体および参加団体分)

⑥補助事業従事者の時間単価算出の根拠資料 (代表団体および参加団体分)

⑦補助金交付申請額の根拠書類等のMEJが必要に応じて提出を求める資料

※④、⑤の書式については、採択候補のコンソーシアム等が決定した後に MEJ より提示します。

※⑥の「補助事業従事者の時間単価」については、MEJ「平成 27 年度 医療技術・サービス拠点化促進事業（医療拠点化促進実証調査事業）補助事業事務処理マニュアル」に従い算出します。

- ・ 補助金は、補助金交付申請書及び補助事業概要説明書に定められた用途以外には交付されません。
- ・ 補助金の支払いについては、事業完了後の確定検査を経た後、原則、精算払いとなります。全ての支出には領収書等の厳格な証憑類が必要となります。また、支出額、支出内容が適切かどうかも確定検査時に厳格に審査され、これを満たさない場合は、当該補助金の支払いが行えないこととなります。
- ・ 補助金交付申請後のコンソーシアム等内部の経理実務については、代表団体が責任を持って管理していただきます。（特に参加団体と締結する委託契約の実施に関しては、MEJ「平成 27 年度 医療技術・サービス拠点化促進事業（医療拠点化促進実証調査事業）補助事業事務処理マニュアル」と同等の経理処理が行われるように代表団体が責任を持って管理していただきます。）
- ・ 代表団体は、参加団体と委託契約（委任契約又は準委任契約）を結ぶこととなります。

3. 補助金の内容

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律における補助金等とは、①補助金②負担金（国際条約に基づく分担金を除く。）③利子補給金④その他相当の反対給付を受けない給付金であって補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 2 条で定めるものとなっています。
- ・ 補助金の経理処理は、実費弁済の考え方（受益性を排し、補助事業者が実際事業に要した経費の支払い）に基づきます。すなわち、「医療技術・サービス拠点化促進事業（医療拠点化促進実証調査事業）」という国の事業において、代表団体、参加団体に対する利益の計上は認められません。
- ・ 計上可能な経費区分・科目は、Ⅱ. 3. （2）を参照のこと。

4. 経費支出の注意

上記 3. の経費について特に注意が必要なものは以下のとおりです。

(1) 人件費

- ・ 国立大学法人・公立大学は、人件費は計上できません。
- ・ 無報酬の役職員、所属員は計上できません。

(2) 謝金

- ・ コンソーシアム代表団体、参加団体内部の有識者への支出は認めません。

(3) 機器等

- ・ 補助事業において使用する機器等の購入は、原則認めません。但し、単回使用の消耗品等、事業期間内のみの使用が証明できるものはこの限りではありません。補助事業期間内に

限り、機器等のレンタル等を認めます。

(4) 消費税

- ・ 補助金交付申請書の提出の際に課税事業者、非課税事業者のどちらに該当するか確認させていただきますのでご了承下さい。（参加団体についても同様です。）

(5) 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、「医療技術・サービス拠点化促進事業（医療拠点化促進実証調査事業）交付規程」に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出して下さい。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

5. 採択コンソーシアム等の義務

- (1) 採択コンソーシアム等は、補助事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する年度の終了後5年間、MEJ から要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (2) 補助事業の実施状況確認等のために必要と認めるときは、MEJ は採択コンソーシアム等に報告を求め、又はMEJの職員が補助事業に関する帳簿等の調査を行います。採択コンソーシアム等はこの調査に協力しなければなりません。
- (3) 採択コンソーシアム等は、実施期間終了後、本事業により得られた成果を効果的かつ効率的に活用し、海外における日本の医療技術・サービスの拠点化促進に努めるものとします。

質問状

社名			
住所			
TEL		FAX	
E-mail			
質問者			
質問に関連する文章名および頁			
質問内容			